

# 戸倉綾部行重供養塔碑文の訓読について

野々下

晃

(会員・佐伯市晴干)

毛利家初代高政公子飼いの重臣戸倉行重については、嘗て『佐伯史談十五号』に、当時の会員河野与一氏が研究論文の形式で

## 一 綾部の事蹟

### 二 行重供養塔と五輪塔

の二項に分けて、その研究の成果を詳しく発表されているが、特に供養塔碑文の訓読については、その道の權威として知られた益田学氏のそれを原形(資料2)のまま転載している。

この碑文(資料1)は、宝暦の昔、戸倉家八代庸貞が時の養賢寺住職珠月山師に委嘱、同師の草案によるものであるが、それは、当時域内きつての碩学が仏語を交えて白文で叙述しているので、古文書の中でも特に難解の評が高く、益田学氏と養賢寺二十三代住職立花光宗氏のを除いては伝わっていない。

従ってこの二例は、これまでこの碑文訓読の正答とし

て定着している。しかし、上二例の訳文中いかに研究しても矛盾を感じ、解読し切れない一節がある。

「門」という字を動詞に使えないか

立花光宗老師や益田学先生はいずれも原文

再陪船入朝鮮門南原城

中の「門」という字を名詞に解して、次のように解読されている。

再陪船入朝鮮門南原城

と。

朝鮮門の南原城に入ると読むのか、または朝鮮の門南原城に入ると読むのか。

いずれに読むにしても、彼の地の地理に通じている者にとっては、その地名について撞着を覚えるし、また、その位置の確認に迷うのみならず、藤堂高虎が高政の代

筆をして行重の武功に對し与えたという感状(資料4)の研究に際してもその感状に「今度かうらい(なんむん)南門(なんむん)朝鮮語」という字句が使われているので門南(むんなん)のあやまりではないか」との疑念すら湧いて、その研究に一層の昏迷の度を深める一因にもつながってきた。

ところが、かねてより件の感状の研究について協力されてきた元佐伯市社会教育課長を勤められていた加藤健一氏が過日來訪され、たまたまその点について指摘されるので、碑文原本の拓写を供覧した外、供養塔そのものについても研究を重ねた結果、碑文中の「門」という字を動詞に読めぬかという。

直ちにその席で藤堂明保著・学研発行の『漢和大辞典』によって調査をしたところ、同書の「門」という字の解説には次のように載っていた。

(6) モンセム(動) 一門一門を攻める

例 門千東門

従って件の一説の「門」という字を動詞に読むと、次のように解説される。

再陪船・入朝鮮門南原城

と。

ここで永年謎に包まれていた供養塔の正答がはじめて遂げられた感じがした。

それにしても碑文のあの個所に「門」という字を当てられた朱月山師の漢字に對する素養の深さと加藤健一氏の古文書解読に對する勘の鋭敏さには改めて敬服の念を深くする。

顧みると、先にこれを訓読された益田学先生や、かつての養賢寺住職立花光宗老師は、その道にかけては時代を代表される碩学の方々であったと思う。故に、これに對して軽々しく異説を唱えることは非礼の誹りを免れない。

しかし、件の感状研究についてこの供養塔の碑文と、戸倉家伝記は最も重要な資料であり、その解読の成否は感状研究の成否にもつながる。敢えてそれを冒してまで私見を発表した所以もここにある。何卒忌憚のないご批判を仰ぎたい。

資料(1)

供養塔(經王一石一字塔)碑文

為戸倉織部君樹大乘妙典石浮図銘并序

君諱行重姓源氏其父播州明石人也屬別

所長治麾下別所氏滅君時九歲遂臣干

毛利公即是養賢寺殿也其為人

造次顛沛必於篤行稍長天正十七乙丑年

公賜食祿三百石文錄二癸巳年豐

臣秀吉公征朝鮮公監軍事而布陣

於異域七年中還肥前州謁秀

吉公於是賞公之忠績令為豐後州

日田玖珠二郡之守衛

公亦感君之勤勞賜毛利氏加祿五百

石実文錄五丙申年也乃委任二郡之

政事

為政尚寬和人之為善若己有之

故人莫不敬服

「再陪船、入朝鮮、門南原城」  
◎

公先登大振勇力戰矣其功人所

知也遂興大明之軍艦戰於水宮瀨公

自執兵驅異賊賊襲來突陷

海中藤堂高虎等救之君力戰遂

北大破之公褒賞之加賜食祿

二百石合前千石云

公令高虎書所賞之狀公領

佐伯行重尚宗臣矣

國家已平均一統後築駿府城公奉

台命令君代監事君居職孜孜焉

衆亦無不勉者

偶罹病卒于駿府春秋三十六矣

慶長十二年五月七日也

号瑞本院性徹宗無大居士

一百五十四年于茲也

君之八世之大夫庸貞君請六和衆

書芬陀利定封疆樹浮図以欲資

助冥福也請銘余謹為之銘

以下略

維時宝曆十竜次庚辰五月初七日

龍昂山養賢寺現住珠月山叟謹誌

資料(2) 益田学氏訓讀

供養塔(経王一石一宇塔) 碑文

(原文は漢文であるが、数度にわたって調査  
正確を期して益田学先生にお渡しして訓読を  
して頂いたのが次のとおりである)。

戸倉織部君ノ為ニ大乗妙典ノ石浮セキフツ凶ト樹タツル銘並ニ序

君諱ミナトハ行重姓ハ源氏ニテ其ノ父ハ播州ヒロシマ明石ノ人也

別所長治ノ麾下ニ属ス 別所氏滅ブ君時ニ九歳遂ニ毛利

公ノ臣タリ 即チ是養賢寺殿也 其ノ人ト為リ造次顛沛

篤行ヲ必セリ

稍長シテ天正十七己丑年公ハ食禄三百石ヲ賜ウ 文禄二

癸巳年 豊臣秀吉公朝鮮ヲ征シ 公ハ軍事ヲ監シテ異域

ニ陣ヲ布クコト七年ニ中ル 肥前ノ州ニ還リ秀吉公ニ謁

ス 是ニ於テ公ノ忠績ヲ賞シ 豊後ノ州日田玖珠ニ郡ノ

守衛タラ令ム 公亦君ノ勤勞ヲ感ジ 毛利氏ヲ賜イ禄五

百石ヲ加ウ 実ニ文禄五丙申ノ年也乃チ二郡ノ政事ヲ委

任ス 政ヲ為スコト尚寛ニ 人ノ為ニ和スルコト善ク己

ノ若ク之有リ 故二人敬服セザルハナシ

再ビ船ニ陪シ 朝鮮門南原城ニ入ル 公ハ先登シ大イ

ニ勇力ヲ振イテ戦エリ 其ノ功ハ人ノ知ル所也 遂ニ大  
明ノ軍艦ト水宮瀬ニ於テ戦イ 公自ラ兵ヲ執リ 異賊驅

フ 賊襲来シテ海中ニ突キ陥ス 藤堂高虎等之ヲ救ウ

君力戦シテ北ケルヲ遂ウ 大イニ之ヲ破ル 公ハ褒賞シ

テ食禄二百石ヲ加賜ス 前ト合シテ千石ト云フ公ハ高虎

ヨシテ賞スル所ノ状ヲ書カ令ム 公ハ佐伯ヲ領スルモ行

重尚宗臣タリ

国家己ニ平均一統ノ後駿府城ヲ築ク 公台命ヲ奉シ君

ヲシテ監事ヲ代ラシムルニ君居職ニ夜夜タリ 衆亦勉メ

ザル者ナシ 偶病ニ罹リ駿府ニ卒ス 春秋三十六 実ニ

慶長十二年五月七日也 瑞本院性徹宗無大居士ト号シ茲

ニ二百五十四年ナリ

君ノ八世ノ大夫庸貞君ハ六和衆ヲ請イ芬陀利ヲ書キ封

疆ヲ定メ浮図ヲ樹テ 以テ冥福ニ資助セント欲スルナリ

銘ヲ請ウ 余ハ謹ンデ之ガ銘ヲ為ル

每石毎字 維幽維玄 絶倫絶匹 無儻無偏

一乘ノ実ヲ將テ三車ノ権ヲ表ス 窮兒里ニ還ル

渴ク者泉ヲ得 淳善ノ地ニ住ミ 管ヲ擲テ光ヲ窺ガウ

宝珠モ價無ク衣内赫然心法水ニ浴シ種ヲ福田ニ下シ

一瞻一礼 福ハ捐ヲ唐ウセズ伏シテ庶幾ウ所ハ靈徳純

円

裕カニ後裔ニ垂レ永ク万年ニ徳センコトヲ

維時 宝曆十龍次庚辰五月初七日

龍鼎山養賢禪寺 現任珠月山叟謹誌

資料3

立花光宗老師訓誥

供養塔（經王一石一字塔）碑文

戸倉織部君ノ為ニ大乘妙典ノ石浮セキフト図ツヲ樹メイツル銘並序

君諱行重イナミ姓ハ源氏ニテ其ノ父（侍大将三木城主）ハ播州明石ノ人也別所長治ノ麾下ニ属ス 別所氏滅ブ君時ニ

九歳遂ニ毛利公（三木城ヲ攻メル）ニ臣タリ 即チ是養賢寺殿也 其ノ（行重）人ト為リ造次顛沛德行ヲ必セリ 稍長ジテ天正十七己丑年公（毛利）ハ食禄參百石ヲ

（行重ニ）賜ウ 文禄ニ癸巳年豊臣秀吉（公）ハ朝鮮ヲ征シ （毛利）公ハ軍事ヲ監視テ異域ニ陣ヲ布クコト七年ニ中ル肥前ノ州ニ還リ（秀吉）公ニ謁ス 是ニ於テ

（毛利）公ノ忠績ヲ賞シ豊後ノ州日田玖珠ニ郡ヲ守衛令

ム 公亦君ノ勤勞ヲ感ジ毛利氏（森（史実））ヲ賜イ禄五百石ヲ加ウ実ニ文禄五丙申ノ年也乃チ二郡ノ政事ヲ

（行重ニ）委任ス （行重）政ヲ為スコト尚寛二人ノ為ニ和スルコト善ク己ノ若ク之有リ故二人敬服セザルハナシ

再ビ船ニ陪シ朝鮮門南原城ニ入ル 公ハ先登シ大イニ勇力ヲ振イテ戦エリ其ノ功ハ人ノ知ル所也 遂ニ大明ノ軍艦ト水宮瀬ニ於テ戦イ公自ラ兵ヲ執リ異賊ヲ驅フ 賊襲

来シテ海中ニ突キ陥サル 藤堂高虎等之ヲ救ウ（行重）君力戦シテ北ゲルヲ遂イ大イニ之ヲ破ル（高政）公ハ褒賞シテ食禄貳百石ヲ加賜ス前ト合シテ千石ト云フ（高

政）公ハ高虎ヲシテ賞スル所ノ状ヲ書カ令ム公ハ佐伯ヲ領スルモ行重尚宗臣タリ

国家已ニ平均一統ノ後駿府城ヲ築ク（毛利）公台命ヲ奉シ（行重）君ヲシテ監事ヲ代ラシムルニ君居職ニ孜孜タ

リ衆亦勉メザル者ナシ 偶病ニ罹駿府ニ卒ス春秋三十六

実ニ慶長十二年五月七日也瑞本院性徹宗無大居士ト号シ

玆ニ一百五十四年ナリ

君ノ八世ノ大夫庸貞君ハ六和衆（註3）ヲ請イ芬陀利（註4）ヲ書キ封疆ヲ定メ浮図ヲ樹テ以テ冥福ニ資助セ

ント欲スルナリ銘ヲ請ウ余ハ謹ンデ之ガ銘ヲ為ル

每石每字 維幽維玄 絶倫絶匹 無儻無偏

一乗ノ実ヲ得テ三車ノ権ヲ表ス 窮兒里ニ還ル

渴ク者泉ヲ得 淳善ノ地ニ住ミ管ヲ擲テ先ヲ窺ガウ

宝珠モ價無ク衣内赫然 心法水ニ浴シ種ヲ福田ニ下シ

一瞻一礼福ハ捐ヲ唐ウセズ伏シテ庶幾ウ所ハ靈徳純円

裕カニ後裔ニ垂レ永ク万年ニ徳センコトヲ

維時 宝曆十龍次庚辰五月初七日

龍鼎山養賢禪寺 現住珠月山 謹誌

註 1 仏塔 2 藩祖毛利高政 3 僧侶 4 蓮華法華經

〔註〕 供養塔碑銘解釈 (養賢寺立花光宗老師に教えて

頂いたもの)

将一実乗 (たとえようなき) 福田 (真実の心)

表三車権 (かくのごとく尊きことをする)

一瞻一礼 (一つ一つ礼をする)

窮子還里 (流浪の子がわが家に帰る)

福不唐捐 (いつまでも幸せである)

擲管窺天 (大きく目を開いて天を見る)

垂裕後裔 (幸せを子孫まで続けてもらう)

衣内赫然 (気持がせいせいする)

資料4 藤堂高虎代筆友重名で南原城攻の際の行重の

功績に対し与えた感状

以 上

今度かうらいなんむんにて一番のり一番くひ取候義てか

ら比るなく候 はうみとしてちけう式百石遺し候弥ちう

せつかん用者也

民部大夫

九月七日

友重判

もりおりべ殿

註 なんむん 朝鮮語 | 南原城の南門